

令和 8 年 8 月 27 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 8 年 9 月 3 日 午前 10 時 招集の丸亀市議会 9 月 定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 認定第 1 号 令和 7 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 83 号 令和 7 年度丸亀市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 84 号 令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 85 号 専決処分の承認について（債権の放棄（保育士修学資金貸付金及び就職準備金貸付金））
- 議案第 86 号 令和 8 年度丸亀市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 87 号 令和 8 年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 88 号 令和 8 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 89 号 丸亀市市税条例の一部改正について
- 議案第 90 号 丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部改正について
- 議案第 91 号 丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正について
- 議案第 92 号 丸亀市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 93 号 丸亀市まちなか広場条例の制定について
- 議案第 94 号 製造請負契約の締結について（丸亀市民ひろば再整備に伴う石張用石材）
- 議案第 95 号 市道路線の変更及び認定について（大手町東西 2 号線ほか 2 路線）
- 議案第 96 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

認定第 1 号

令和 7 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度丸亀市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

議案第 83 号

令和 7 年度丸亀市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度に生じた利益の処分及び令和 7 年度丸亀市下水道事業会計の決算について、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の議決を求め、及び認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

議案第 84 号

令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度に生じた利益の処分及び令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の決算について、監査委員の審査を経て、別冊のとおりその意見を付けて議会の議決を求め、及び認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

議案第 85 号

専決処分の承認について（債権の放棄（保育士修学資金貸付金及び就職準備金貸付金））

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

專決処分書

債権を放棄することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月28日

丸亀市長 松 永 恭 二 印

1 債権の内容

保育士修学資金貸付金 870,000 円

保育士就職準備金貸付金 300,000 円

2 相手方及び債権額

相手方	住 所	債権額
〇〇株式会社	東京都〇〇区〇〇〇〇	1,170,000 円

3 債権の発生年度

令和元年度

4 債権放棄の理由

債務者が市内の保育所等に就職し、所要の勤務条件で３年間継続して勤務したことから、丸亀市保育士修学資金等貸付条例（令和４年条例第２２号）の例により返済の免除を決定し、債権の放棄を行うもの

令和 8 年度丸亀市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,089,186 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,557,657 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金			483,329	63,020	546,349
		2 負担金	483,329	63,020	546,349
15 国庫支出金			9,753,181	△15,984	9,737,197
		2 国庫補助金	3,024,146	△15,984	3,008,162
16 県支出金			4,685,208	△15,984	4,669,224
		2 県補助金	1,883,439	△15,984	1,867,455
19 繰入金			9,117,930	△7,309	9,110,621
		2 基金繰入金	9,067,888	△7,309	9,060,579
20 繰越金			10	972,001	972,011
		1 繰越金	10	972,001	972,011
21 諸収入			3,728,846	1,142	3,729,988
		5 雑入	407,453	1,142	408,595
22 市債			5,625,600	92,300	5,717,900
		1 市債	5,625,600	92,300	5,717,900
歳入	合 計		64,468,471	1,089,186	65,557,657

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,693,650	817,010	7,510,660
	1 総務管理費	5,795,630	813,340	6,608,970
	2 徴税費	466,836	3,670	470,506
3 民生費		23,500,811	7,196	23,508,007
	1 社会福祉費	9,969,577	7,196	9,976,773
4 衛生費		4,883,071	9,878	4,892,949
	1 保健衛生費	2,206,773	9,878	2,216,651
9 消防費		1,531,312	306,457	1,837,769
	1 消防費	1,531,312	306,457	1,837,769
10 教育費		11,528,714	△51,355	11,477,359
	5 社会教育費	4,947,121	△51,355	4,895,766
歳 出 合 計		64,468,471	1,089,186	65,557,657

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	市営墓地施設整備事業費	17,378

第3表

債務負担行為補正

(追加)		(単位 千円)
事 項	期 間	限 度 額
城南コミュニティセンター整備事業費	令和8年度から 令和9年度まで	10,200
城辰青い鳥教室施設整備事業費	令和9年度	137,959

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(追加)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額			左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		その他		
						国(県)支出金	地方債			
城南コミュニティセンター整備事業費	10,200	—	—	令和8年度から 令和9年度まで	10,200	—	—	—	10,200	
城辰青い鳥教室施設整備事業費	137,959	—	—	令和9年度	137,959	35,604	80,200	—	22,155	

(単位 千円)

第4表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
消防施設等整備事業	補正前	217,600	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債とする。)	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	323,500			
社会教育施設整備事業	補正前	1,375,100			
	補正後	1,354,100			
保健衛生施設整備事業	補正前	84,600			
	補正後	92,000			
計	補正前	5,625,600			
	補正後	5,717,900			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債		2,087,799	92,300		2,180,099
(1) 総務債		△ 1,000			△ 1,000
(2) 民生債		233,300			233,300
(3) 衛生債		△ 47,900	7,400		△ 40,500
(4) 農林水産業債		19,900			19,900
(5) 商工債					
(6) 土木債		77,400			77,400
(7) 消防債		△ 59,000	105,900		46,900
(8) 教育債		1,865,100	△ 21,000		1,844,100
(9) 減収補てん債					
(10) 減税補てん債					
(11) 臨時税収 補てん債					
(12) 臨時財政 対策債		△ 1			△ 1
2 災害復旧債		1			1
(1) 補助災害復旧		1			1
(2) 単独災害復旧					
補正予算額計		2,087,800	92,300		2,180,100
合 計 (補 正 前)	59,326,545	60,887,000	5,625,600	5,662,677	60,849,923
合 計 (補 正 後)	59,326,545	62,974,800	5,717,900	5,662,677	63,030,023

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計		
13 分担金及び負担金	483,329	63,020	546,349		
15 国庫支出金	9,753,181	△15,984	9,737,197		
16 県支出金	4,685,208	△15,984	4,669,224		
19 繰入金	9,117,930	△7,309	9,110,621		
20 繰越金	10	972,001	972,011		
21 諸収入	3,728,846	1,142	3,729,988		
22 市債	5,625,600	92,300	5,717,900		
歳入合計	64,468,471	1,089,186	65,557,657		

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	6,693,650	817,010	7,510,660
3 民生費	23,500,811	7,196	23,508,007
4 衛生費	4,883,071	9,878	4,892,949
9 消防費	1,531,312	306,457	1,837,769
10 教育費	11,528,714	△51,355	11,477,359
歳 出 合 計	64,468,471	1,089,186	65,557,657

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	0	0	0	817,010
	0	0	0	7,196
	0	7,400	0	2,478
	0	105,900	63,020	137,537
	△31,968	△21,000	△7,309	8,922
	△31,968	92,300	55,711	973,143

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分相金及び負担金	483,329	63,020	546,349
2 負担金	483,329	63,020	546,349
9 消防費負担金	18,673	63,020	81,693

節			説 明
区 分	金 額		
1 消防施設費負担金	63,020	消防広域化準備負担金	63,020

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
4 社会教育総務費 補助金	△ 15,984	留守家庭児童会施設整備事業費補助金	△ 15,984

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	9,753,181	△ 15,984	9,737,197
2 国庫補助金	3,024,146	△ 15,984	3,008,162
7 教育費国庫補助金	956,438	△ 15,984	940,444

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	4,685,208	△ 15,984	4,669,224
2 県補助金	1,883,439	△ 15,984	1,867,455
7 教育費県補助金	744,294	△ 15,984	728,310

節			説	明
区 分	金 額			
1 社会教育総務費 補助金	△ 15,984	留守家庭児童会施設整備事業費補助金	△ 15,984	

(単位：千円)

節			説 明
区 分	金 額		
1 モーターボート競走収益基金繰入金	△ 7,309	モーターボート競走収益基金繰入金	△ 7,309

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	9,117,930	△ 7,309	9,110,621
2 基金繰入金	9,067,888	△ 7,309	9,060,579
8 モーターボート競走収益基金繰入金	4,418,440	△ 7,309	4,411,131

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
1 前年度繰越金	972,001	前年度繰越金	972,001

款 項 目	補 正 の 額	補 正 額	計
20 繰越金	10	972,001	972,011
1 繰越金	10	972,001	972,011
1 繰越金	10	972,001	972,011

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
13 民生費雑入	1,142	介護保険特別会計繰出金返還金	1,142

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 諸収入	3,728,846	1,142	3,729,988
5 雑入	407,453	1,142	408,595
3 雑入	407,345	1,142	408,487

(单位:千元)

額			説 明
区 分	金 額		
1 消防債	105,900	消防広域化施設等整備事業債	105,900
3 社会教育債	△ 21,000	城辰青い鳥教室施設整備事業債	△ 21,000
2 保健衛生債	7,400	市宮島地施設整備事業債	7,400

[illegible]

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	6,693,650	817,010	7,510,660		
1 総務管理費	5,795,630	813,340	6,608,970	0	813,340
1-1 一般管理費	2,512,993	800,000	3,312,993	0	800,000
16 コミュニティ費	357,822	1,010	358,832	0	1,010
17 情報管理費	844,478	12,330	856,808	0	12,330
2 徴税費	466,836	3,670	470,506	0	3,670
2-1 賦課徴収費	223,091	3,670	226,761	0	3,670

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
24 結立金	800,000	800,000	財政調整基金結立金 800,000 財政調整基金結立金 800,000
10 需用費	10	10	印刷製本費 10 コミュニティセンター整備事業費 1,010
12 委託料	1,000	1,000	建設工事関連委託料 1,000 城南コミュニティセンター整備事業費 1,010
18 負担金、補助及び交付金	12,330	12,330	中蔵広域行政事務組合負担金（端末機及び情報システム管理費） 12,330 情報化負担金 12,330
18 負担金、補助及び交付金	3,670	3,670	中蔵広域行政事務組合負担金（市税滞納整理） 3,670 賦課徴収費 3,670

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
27 繰出金	4,486	国民健康保険特別会計繰出金	国民健康保険特別会計繰出金
		4,486	4,486
14 工事請負費	2,710	工事費	広島デザインセンタービルメンテナンス事業費
		2,710	2,710

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	23,500,811	7,196	23,508,007		
1 社会福祉費	9,969,577	7,196	9,976,773	0	7,196
1 社会福祉総務費	1,565,069	4,486	1,569,555	0	4,486
2 老人福祉費	4,039,820	2,710	4,042,530	0	2,710

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
14 工事請負費	9,878	工事費	9,878 墓施設整備費 市営墓地施設整備事業費 9,878

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,883,071	9,878	4,892,949		
1 保健衛生費	2,206,773	9,878	2,216,651	7,400	2,478
4 墓地費	107,703	9,878	117,581	(特定財源内訳) 地方債 7,400	2,478

一般会計

(単位：千円)			
区	節		明
	分	金額	
12 委託料		△905	建設工事関連委託料 △905
14 工事請負費		△59,372	工事費 △59,372
			留守家庭児童会施設整備事業費 △60,277
			城辰青い鳥教室施設整備事業費 △60,277
24 積立金		8,922	史跡等整備基金積立金 8,922

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	11,528,714	△51,355	11,477,359		
5 社会教育費	4,947,121	△51,355	4,895,766	△60,277	8,922
1 社会教育総務費	703,106	△60,277	642,829	△60,277	0
				(特定財源内訳)	
				国庫支出金	
				県支出金 △15,984	
				繰入金 △15,984	
				地方債 △7,309	
				△21,000	
12 史跡等整備費	1,117,970	8,922	1,126,892	0	8,922
歳 出 合 計	64,468,471	1,089,186	65,557,657	116,043	973,143

令和 8 年度丸亀市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度丸亀市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,486 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,912,486 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳 入	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金			1, 256, 665	4, 486	1, 261, 151
		1 他会計繰入金	1, 101, 854	4, 486	1, 106, 340

歳 出					(単位：千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総務費		232,314	4,486	236,800	
	2 徴税費	56,706	4,486	61,192	
歳 出	合 計	11,908,000	4,486	11,912,486	

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
8 繰入金	1,256,665	4,486	1,261,151		
歳入合計	11,908,000	4,486	11,912,486		

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	232,314	4,486	236,800
歳 出 合 計	11,908,000	4,486	11,912,486

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
	0	0	0
			4,486
	0	0	0

(単位:千円)

内 容		金 額	説 明
2 職員給与費等繰入金	4,486	職員給与費等繰入金	4,486

2. 歳入

[illegible]

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 総務費	232,314	4,486	236,800		
2 徴税費	56,706	4,486	61,192	0	4,486
1 賦課徴収費	54,721	4,486	59,207	0	4,486
歳出合計	11,908,000	4,486	11,912,486	0	4,486

部		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	4,486	中讃広域行政事務組合負担金（国保税滞納整理割） 4,486	課税徴収費 4,486

令和 8 年度丸亀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度丸亀市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 257,042 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,382,042 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金			2,329,264	1,328	2,330,592
		2 国庫補助金	590,033	1,328	591,361
5 県支出金			1,393,324	1,616	1,394,940
		1 県負担金	1,349,172	431	1,349,603
		3 県補助金	44,152	1,185	45,337
9 繰越金			0	254,098	254,098
		1 繰越金	0	254,098	254,098
歳入		合 計	10,125,000	257,042	10,382,042

(単位：千円)

歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金			4,409	235,682	240,091
		1 基金積立金	4,409	235,682	240,091
8 諸支出金			27,693	21,360	49,053
		1 償還金及び還付加算金	3,200	21,360	24,560
歳 出	合 計		10,125,000	257,042	10,382,042

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
3 国庫支出金	2,329,264	1,328	2,330,592		
5 県支出金	1,393,324	1,616	1,394,940		
9 繰越金	0	254,098	254,098		
歳入合計	10,125,000	257,042	10,382,042		

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金	4,409	235,682	240,091
8 諸支出金	27,693	21,360	49,053
歳 出 合 計	10,125,000	257,042	10,382,042

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債 所 の 他	
	2,944	0	232,738
	0	0	21,360
	2,944	0	254,098
			0

2. 歳入

款 項 目	補 正 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金	2,329,264	1,328	2,330,592
2 国庫補助金	590,033	1,328	591,361
6 地域支援事業交付金（介護 予防・日常生活支援総合事 業）	61,923	1,328	63,251

(単位：千円)

節			説 明
区 分	金 額		
2 通年度分	1,328	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,328

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	分	金 額	
2 通年度分		431	介護給付費負担金
			431
2 通年度分		1,185	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）
			1,185

款 項 目	補 正 の 額	補 正 額	計
5 県支出金	1,393,324	1,616	1,394,940
1 県負担金	1,349,172	431	1,349,603
1 介護給付費負担金	1,349,172	431	1,349,603
3 県補助金	44,152	1,185	45,337
3 地域支援事業交付金（介護 予防・日常生活支援総合事 業）	38,702	1,185	39,887

[illegible][illegible]

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
5 基金積立金	4,409	235,682	240,091		
1 基金積立金	4,409	235,682	240,091	235,682	0
1 介護給付費準備基金積立金	4,409	235,682	240,091	235,682 (特定財源内訳) 国庫支出金 1,328 県支出金 1,616 繰越金 232,738	0

(単位：千円)			明 明
節		金額	
区 分	金額	説	
24 積立金	235,682	介護給付費準備基金積立金 235,682	介護給付費準備基金積立金 235,682

(单位:千元)

[illegible]

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8 諸支出金	27,693	21,360	49,053		
1 償還金及び還付 加算金	3,200	21,360	24,560	21,360	0
2 償還金	0	21,360	21,360	21,360 (特定財源内訳) 繰越金 21,360	0
歳 出 合 計	10,125,000	257,042	10,382,042	257,042	0

議案第 89 号

丸亀市市税条例の一部改正について
丸亀市市税条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市市税条例の一部を改正する条例

丸亀市市税条例(平成 17 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 (寄附金税額控除) 第 40 条の 6 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第 43 条の 2 第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限	第 2 章 普通税 第 1 節 市民税 (寄附金税額控除) 第 40 条の 6 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第 43 条の 2 第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限

改正後	改正前
る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第4条の3の2第1項第3号並びに第43条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第40条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第29条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))について、この限りでない。 2～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第43条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当す	る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第4条の3の2第1項第3号及び第43条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第40条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第29条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))について、この限りでない。 2～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第43条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当す

改正後	改正前
るものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)(の氏名 (3)・(4) 略 2～4 略	るものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)(の氏名 (3)・(4) 略 2～4 略
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるもの)をいう。次条第5項及び第57条の9第3項において同じ。)(により提供することができる。 6 略	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるもの)をいう。次条第4項及び第57条の9第3項において同じ。)(により提供することができる。 6 略
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第43条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)(は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)(の支払者をいう。以下この条において同じ。)(から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)(の支払を受ける第28条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)(の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)(を	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第43条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)(の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)(の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第57条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)(に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)(をいう。第2号において同じ。)(又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)(若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)(を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)(で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公

改正後	改正前
て提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等受給者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。 4 略 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第2節 固定資産税 (固定資産税の免税点) 第61条 同一の者について、その所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合には、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則	提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第2節 固定資産税 (固定資産税の免税点) 第61条 同一の者について、その所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合には、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税

改正後	改正前
第4条の5第3項の規定に該当する場合における第40条の2の規定については、その者の選択により、同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。))には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第40条の3及び第40条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略	に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第40条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。))として、同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。))には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第40条の3及び第40条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 略
(寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第40条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第40条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第40条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に定めるところにより計算した金額とする。	(寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第40条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第40条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第40条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に定めるところにより計算した金額とする。

改正後	改正前
第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第40条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 略 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律	第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第40条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 略

改正後	改正前
第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 (特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第39条第1項及び第2項並びに第40条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第40条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第40条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第40条の5から第41条まで、第41条の2第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第40条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第40条の6第1項前段、第41条、第41条の2第1項、附則第7条第1項	

改正後	改正前
及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第40条の6第1項後段中「<u>所得割の額</u>」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。 (3) <u>第42条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> (4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」とする。</u>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第61条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第40条の6第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定(「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律(令和8年法律第64号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の丸亀市市税条例(以下「新条例」という。)第43条の3の3第1項及び第2項の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第43条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の丸亀市市税条例第43条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含む、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の丸亀市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第61条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 90 号

丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部改正について

丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部を改正する条例

(丸亀市手数料条例の一部改正)

第 1 条 丸亀市手数料条例(平成 17 年条例第 81 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1 戸籍法(昭和 22 年法律第 24 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法	1 戸籍法(昭和 22 年法律第 24 号)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通につき 450 円。ただし、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者に証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35

改正後		改正前
法律第153号)第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。)により戸籍証明書を交付する場合には、350円	条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。)により戸籍証明書を交付する場合には、350円	
2～68 略		2～68 略

(丸亀市印鑑条例の一部改正)

第2条 丸亀市印鑑条例(平成17年条例第127号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(印鑑登録証明書の交付) 第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者本人が個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをい	(印鑑登録証明書の交付) 第13条 登録者は、市長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならない。ただし、登録者本人が個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード利用	

改正後	改正前
う。以下同じ。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明書電子証明書が記録されたものに限る。)を添えて行うときは、登録証の添付を省略することができる。 2 略 3 市長は、前2項の申請があったときは、登録証(第1項ただし書に規定する場合には、個人番号カード、<u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であること、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならぬ。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条に定めるもののほか、登録者は、第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード又は<u>特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号</u>に規定する移動する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動する移動端末設備利用者証明書電子証明書が記録されたものに限る。))を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	者証明書電子証明書が記録されたものに限る。)をいう。以下同じ。)を添えて行うときは、登録証の添付を省略することができる。 2 略 3 市長は、前2項の申請があったときは、登録証(第1項ただし書に規定する場合には、個人番号カード)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえで、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならない。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第14条 前条に定めるもののほか、登録者は、第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、個人番号カード又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号に規定する移動する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動する移動端末設備利用者証明書電子証明書が記録されたものに限る。))を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 91 号

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正について

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

丸亀市市民福祉医療費助成条例(平成 17 年条例第 111 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(助成の方法) 第 7 条 略 2 略 3 市長は、医療費の助成において、医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。		(助成の方法) 第 7 条 略 2 略 3 市長は、医療費の助成において、医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 92 号

丸亀市国民健康保険条例の一部改正について

丸亀市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丸亀市国民健康保険条例(平成 17 年条例第 124 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(葬祭費) 第 6 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>3 万円</u> を支給する。 2 略	(葬祭費) 第 6 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として <u>5 万円</u> を支給する。 2 略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 6 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の被保険者の死亡に係る葬祭費の支給から適用し、施行日前の被保険者の死亡に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

議案第 93 号

丸亀市まちなか広場条例の制定について

丸亀市まちなか広場条例を次のとおり制定したい。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市まちなか広場条例

(設置)

第 1 条 市民等に交流の場所を提供することにより、まちなかのにぎわいを創出するため、丸亀市まちなか広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大手町まちなか広場	丸亀市大手町二丁目 12 番

2 前項に規定する広場の区域は、市長が告示する。

(定義)

第 3 条 この条例において「広場施設」とは、広場の効用を全うするため当該広場に設けられる施設のうち都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる施設をいう。

(行為の制限)

第 4 条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。この場合において、その行為に伴い広場の附属設備を使用するときも同様とする。

- (1) 興行、募金、行商その他これらに類する行為をすること。
- (2) 競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する行事を行うこと。
- (3) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (4) 集会、レクリエーションその他これらに類する行事のため広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の場所又は広場施設名、目的、内容、期間その他市長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(広場施設の設置許可)

第5条 市以外の者は、広場に広場施設を設け、又は広場施設を管理しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に設計書、仕様書及び図面を添付して提出しなければならない。

(1) 広場施設を設けようとするとき。

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 広場施設の種類、構造及び数量
- オ 工事実施の方法
- カ 工事着手及び完了の時期
- キ 広場施設の管理方法
- ク 広場の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 広場施設を管理しようとするとき。

- ア 広場施設の種類
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法
- オ 管理に要する資金計画
- カ その他市長の指示する事項

(占有の許可)

第6条 市以外の者は、広場に広場施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占有しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
この場合において、その占有に伴い広場の附属設備を使用するときも同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に設計書、仕様書及び図面を添付して提出しなければならない。

- (1) 占有個所及び面積
- (2) 占有物件の設置目的
- (3) 占有物件の設置期間

- (4) 占用物件の種類、構造及び数量
 - (5) 占用物件の管理方法
 - (6) 工事实施の方法
 - (7) 工事の着手及び完了の時期
 - (8) 広場の復旧方法
 - (9) その他市長の指示する事項
- (変更の許可)

第7条 第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の許可(以下「占用許可等」という。)を受けた者は、その許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可(以下「変更占用許可等」という。)を受けなければならない。

- 2 第5条第1項又は前条第1項の許可を受けた者が、変更占用許可等を受けるときは、申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。
- (許可等)

第8条 市長は、公衆の広場の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認めるときに限り、占用許可等又は変更占用許可等を行うことができる。

- 2 市長は、占用許可等又は変更占用許可等に広場の管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 第1項(第5条第1項又は第6条第1項の許可に係るものに限る。)の許可の期間は、10年以内とする。これを更新するときの期間についても、同様とする。
- (許可の制限)

第9条 市長は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるときは、占用許可等又は変更占用許可等をしてはならない。

(行為の禁止)

第10条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、占用許可等又は変更占用許可等に係るものについては、この限りでない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 児童等の安全な運動若しくは遊びを妨げ、又は危険な運動等をさせること。
- (3) 竹木を伐採し、若しくは損傷し、又は植物を採取すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告物を表示すること。

- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他これらに類する危険な行為をすること。
- (10) その他広場の風致を害し、管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第 11 条 市長は、広場の損壊その他の理由により広場の利用が危険であると認められるとき又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められるときにおいては、広場を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料の納付)

第 12 条 占有許可等又は変更占有許可等を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、占有許可等又は変更占有許可等を受けた後、速やかにその全額を納付しなければならない。ただし、当該許可の期間が 1 年を超えるものについては毎年度納付するものとし、初年度分は当該許可を受けた後速やかに、次年度分以降はその年度の 4 月末日までに納付するものとする。

(使用料の減免)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公益のために使用するとき。
- (2) その他規則で定める事項に該当するとき。

(使用料の還付)

第 14 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって許可に係る行為ができなくなったとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 使用者は、その許可に係る権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく広場を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 占用許可等又は変更占用許可等の期間が満了したとき。

(2) 占用又は使用を廃止したとき。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用許可等若しくは変更占用許可等を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、広場に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること若しくは広場を原状に回復すること又は広場から退去することを命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反する者

(2) 占用許可等又は変更占用許可等に付した条件に違反する者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 広場の保全又は広場の公衆の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。

4 市長は、前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

5 市長は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該工作物

等を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を告示しなければならない。

- 6 市長は、第4項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による告示の日から起算して2週間(工作物等が特に貴重なものであるときは、3月)を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 7 市長は、前項に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、同項の規定による工作物等の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 8 第6項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、告示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。
- 10 第5項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお第4項の規定により保管した工作物等(第6項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該工作物等を保管する市に帰属する。

(監督処分に伴う損失)

第18条 市長は、使用者が前条第1項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その賠償の責めを負わない。

2 市長は、使用者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

3 前項の規定による損失の補償については、市長と損失を受けた者とが協議して定める。

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 使用者が使用に関する工事に着手し、工事を完了し、若しくは使用を廃止し、又は原状に回復したとき。

(2) 使用者が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(3) 広場を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(損害賠償)

第 20 条 広場の土地、建物、施設又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第 21 条 市長は、広場の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 22 条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 広場の使用の許可に関する業務

(2) 広場の維持管理に関する業務

(3) 使用料の徴収に関する業務

(4) 広場の設置目的を達成するために必要な業務

(5) 広場の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、広場の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する業務を除く業務

2 前項の場合における第 4 条、第 7 条から第 9 条まで(第 4 条第 1 項の規定による許可に係る部分に限る。)、第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第 23 条 市長は、広場の管理を第 21 条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第 12 条の規定にかかわらず別表及び設備、器具等の使用について定める規則に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 24 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、使用の許可の手續その他の準備行為は行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、第 2 条第 1 項に規定する広場の区域において道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けている者は、第 8 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者に係る許可の有効期間は、施行日における道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の有効期間の満了の日までとする。
- 5 附則第 3 項の許可に係る使用料の額及びその減免の取扱いについては、当該許可の有効期間中に限り、なお従前の例による。

別表(第 12 条関係)

使用料

	区分	単位	金額
行為をする場合	興行、募金、行商その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートルにつき 1 日	44 円
	競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する行事を行う場合	1 平方メートルにつき 1 日	15 円

	その他上記以外のもの	その都度市長が定める額
占用する 場合	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆 電話所その他これらに類する工作物	丸亀市公園条例(平成 17 年条例第 166 号)に規定する使用料の例による。
	水管、下水道管、ガス管その他これらに 類する物件	
	上記以外のもの	その都度市長が定める額
広場施設を設ける場合		その都度市長が定める額

備考

- 1 使用料の算出の基礎となる期間が 1 か月未満のときは 1 か月とし、1 年未満のとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割りとする。
- 2 使用料の算出の基礎となる面積若しくは長さが 1 平方メートル若しくは 1m 未満のとき又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1m 未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1m として計算するものとする。
- 3 1 件の使用料の合計額が 100 円未満の場合は 100 円とし、10 円未満の端数が生じたときは、その端数を 10 円に切り上げる。

議案第 94 号

製造請負契約の締結について（丸亀市民ひろば再整備に伴う石張用石材）

次のとおり製造の請負契約を締結いたしたい。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 物品名 石張用石材（丸亀産青木石）
 - 2 数量及び単価 13,740 枚 金 15,950 円／枚
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,450 円
 - 3 契約金額 金 219,153,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 19,923,000 円
 - 4 契約の相手方 丸亀市広島町甲路 1932 番地 2
青木石材協同組合
代表理事 森近 泉
 - 5 契約の方法 随意契約
- 参 照 製造請負仮契約書（写） 別紙のとおり

製 造 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 物 品 名 丸亀市民ひろば再整備に伴う石張用石材
丸亀産青木石 494×494mm t 40mm
- 2 数量及び単価 13,740枚 ￥15,950/枚
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥1,450-
- 3 契 約 金 額 ￥219,153,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥19,923,000-
各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1)支払限度額	令和8年度	￥103,300,000-
	令和9年度	￥115,853,000-
(2)出来高予定額	令和8年度	￥114,840,000-
	令和9年度	￥104,313,000-
- 4 納 入 期 限 令和9年12月28日
- 5 納 入 場 所 丸亀市内
- 6 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第7号の規定により免除
- 7 本契約成立の日 本契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者 青木石材協同組合（代表理事 森近 泉）との間に次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別添仕様書及び図面にに基づき、頭書に記載の納入期限内に物品の製造を完成し、納入場所において発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、前項の義務の履行につき、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

（納入物品の品質等）

第2条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（業務主任技術者等）

第3条 受注者は、発注者が指示したときは、業務履行について技術上の管理を担当

する業務主任技術者、現場代理人その他の責任者を定め発注者に通知するものとする。

(予定工程書の提出)

第4条 受注者は、契約締結後遅滞なく、予定工程書を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の文書による承認を得ないで、その請負の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委託先の通知)

第6条 発注者は、受注者に対して、再委託先の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(納入期限の延長)

第7条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

(検収)

第8条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

(所有権)

第9条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(業務内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約金の支払)

第11条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(前金払)

第12条 受注者は、各会計年度における出来高予定額の10分の4に相当する額以内の額を前金払いで請求することができる。ただし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(部分払)

第13条 受注者は、丸亀市契約規則第46条の規定に基づき部分払を請求することができる。

2 第8条及び第11条の規定は、前項の規定により部分払をする場合における検収及び代価の支払いをする場合に準用する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務の処理に関し発生した損害のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。ただし、受注者が、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(遅延違約金)

第15条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第16条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当

の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第17条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第18条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第19条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第20条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

(1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。))、一般

役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - (15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - (16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足る履行の見込みがないことが明らかであるとき。
 - (17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第21条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

(賠償金)

第22条 受注者は、第20条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第23条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

(1) 契約の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。

(3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第25条 受注者は、請負業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

(消費税及び地方消費税)

第26条 契約金額に記載された消費税及び地方消費税の額は、この契約締結時に適用されている税率に基づき算定されているものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税の額の算定方法に変更が生じた場合は、消費税及び地方消費税の額は変更されるものとする。

(業務の調査等)

第27条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約外の事項)

第28条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第29条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第30条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和8年7月10日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 丸亀市広島町甲路1932番地2

青木石材協同組合

代表理事 森近 泉 印

仕様書

- 1 件 名 丸亀市民ひろば再整備に伴う石張用石材の製造請負
- 2 納入期限 令和 9 年 12 月 28 日
- 3 納入場所 丸亀市内（詳細は別途協議の上決定する）
- 4 品名、数量等
石張用石材 丸亀産青木石 494×494 mm t 40 mm 天場バーナー仕上 13,740 枚
- 5 購入及び納入等
 - (1) 製品の納入は製造が完了した分から随時納入すること。
 - (2) 納入日時及び搬入経路については、本契約成立後に協議を行い、本市の指示に従うこと。納入場所及び搬入経路等の詳細は、本契約成立後に本市から別途提示するものとする。
 - (3) 納入時に、製品及び施設を破損することのないよう配慮し、破損した場合は、受注者の責任において対応すること。また、納入作業において養生が必要と判断される場合は、受注者が実施するものとし、使用した資材等は、作業後、適切に処分すること。
 - (4) 受注者は、納入時に本市職員が行う検収に立ち会うものとする。
- 6 保証期間
 - (1) 製品の保証期間は、すべての納入が完了した日から起算して 1 年とする。
 - (2) 保証期間中に受注者の責めに帰すべき事由により不良その他不具合が発生した場合は、受注者が無償で対応するものとする。
- 7 見積及び契約
 - (1) 見積金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を記載すること。
 - (2) 見積金額には、原石採取、加工、納品に係る一切の費用を含むこと。
 - (3) 契約金は、受注者の請求に基づき、各会計年度における納入予定数量に対する代価の 10 分の 4 に相当する額以内の額を前金払で支払うことができるものとする。
(各会計年度 1 回払)
- 8 その他
本仕様書に定めのない事項、その他疑義については、本市と受注者とが協議し定めるものとする。

議案第 95 号

市道路線の変更及び認定について（大手町東西 2 号線ほか 2 路線）

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を変更及び認定いたしたい。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 変更路線

新 旧 別	路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
旧	おおてちょうとうがい 2 号 大手町東西 2 号 せん 線	大 手 町 三 丁 目 6 8 番 2 地 先	大 手 町 二 丁 目 1 番 1 地 先		13418	1
新		大 手 町 三 丁 目 6 8 番 2 地 先	大 手 町 三 丁 目 8 8 番 3 0 地 先			
旧	おおてちょうとおりちょうせん 大手町通町線	大 手 町 二 丁 目 4 番 7 地 先	通町 69 番 地 先		13420	2
新		大 手 町 二 丁 目 2 番 7 地 先	通町 69 番 地 先			

2 認定路線

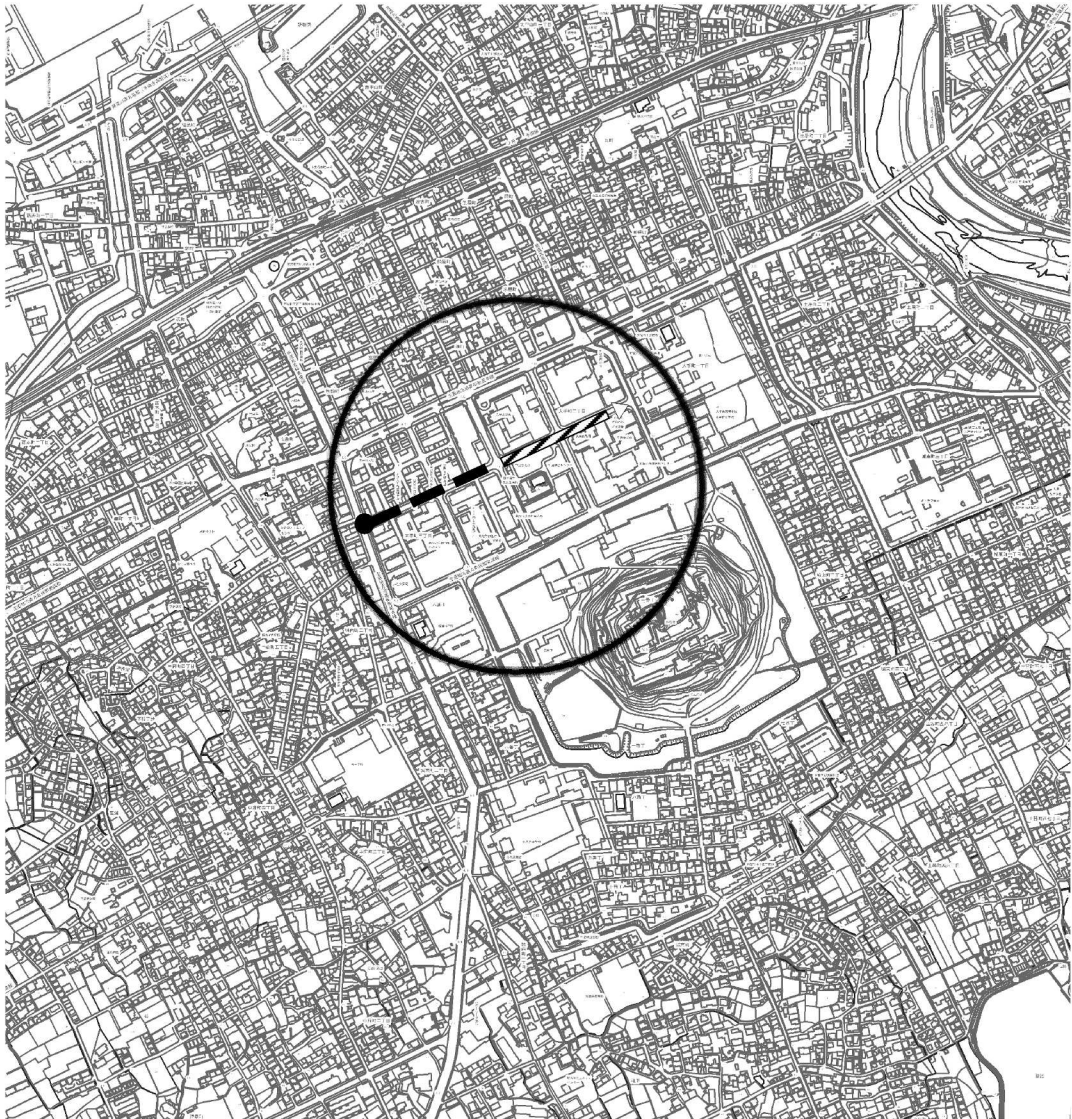
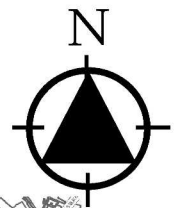
路 線 名	起 点	終 点	重要 な経 過地	路線 番号	参照 図面 番号
おおてちょうとうがい 5 号 大手町東西 5 号線	大 手 町 二 丁 目 3 番 3 地 先	大 手 町 二 丁 目 2 0 番 地 先		13791	3

参照 図面別紙のとおり

市道路線の変更図 1-①

S = 1 : 10, 000

市道 大手町東西 2 号線 (13418)



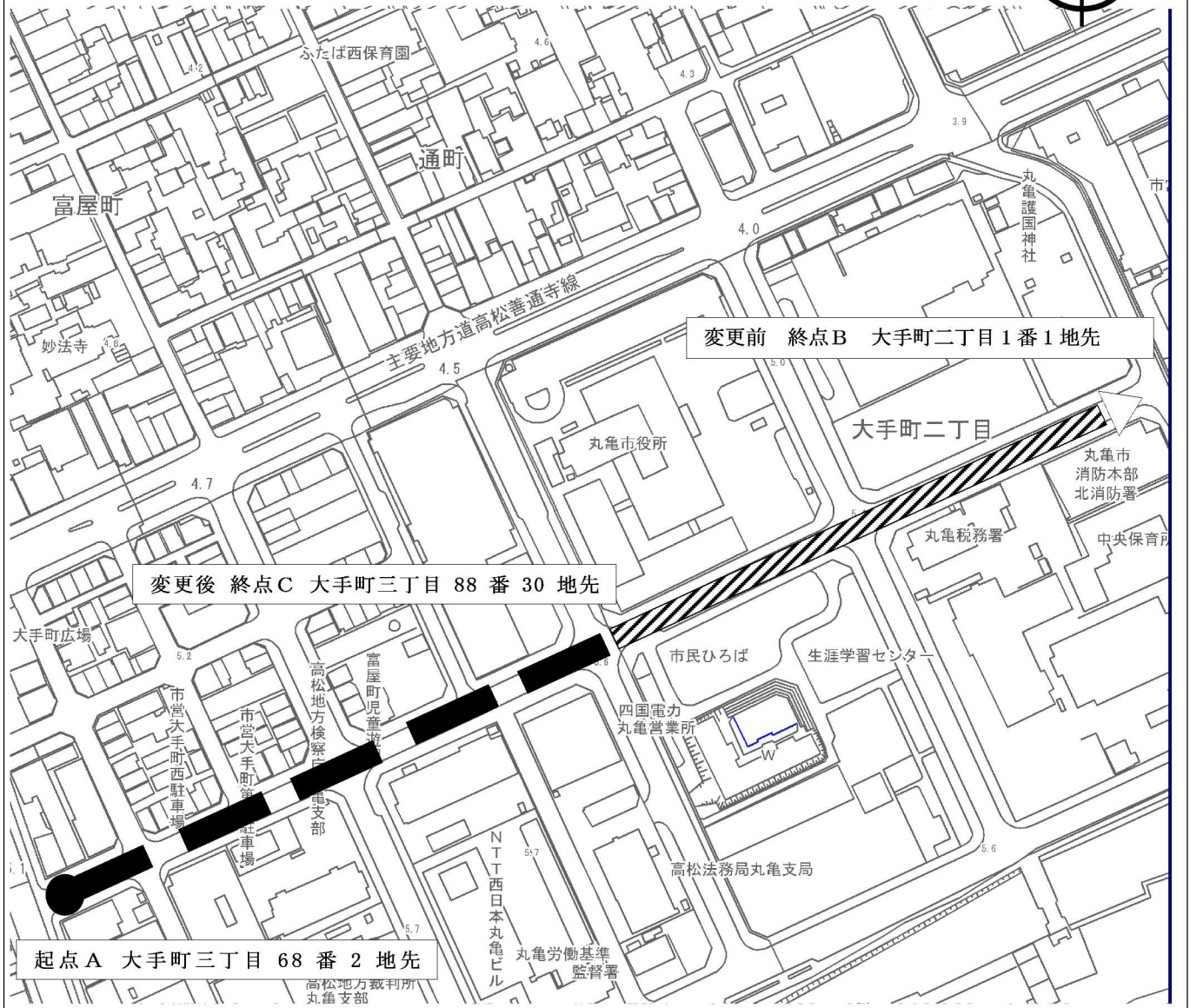
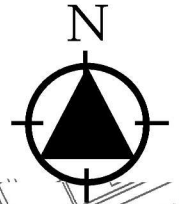
路線名	大手町東西 2 号線
延長	260m
幅員	17.5～19.4m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

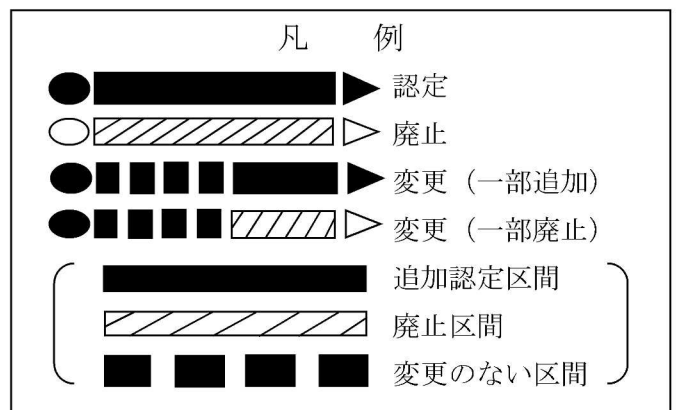
市道路線の変更図 1-②

S = 1 : 2, 500

市道 大手町東西 2 号線 (13418)



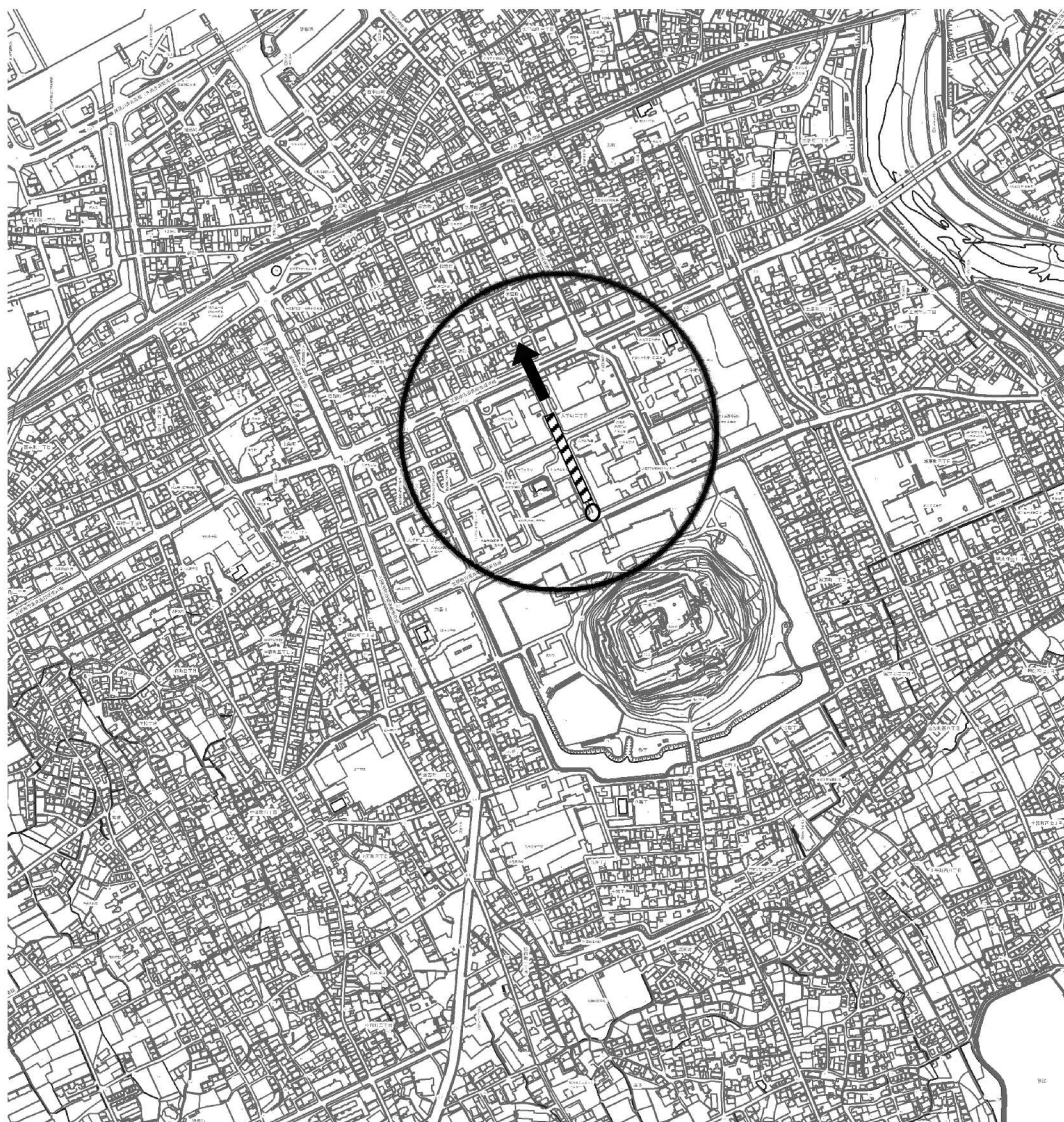
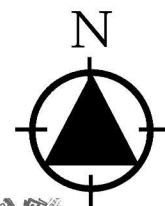
路線名	大手町東西 2 号線
延長	260m
幅員	17.5~19.4m



市道路線の変更図 2-①

S = 1 : 10, 000

市道 大手町通町線 (13420)



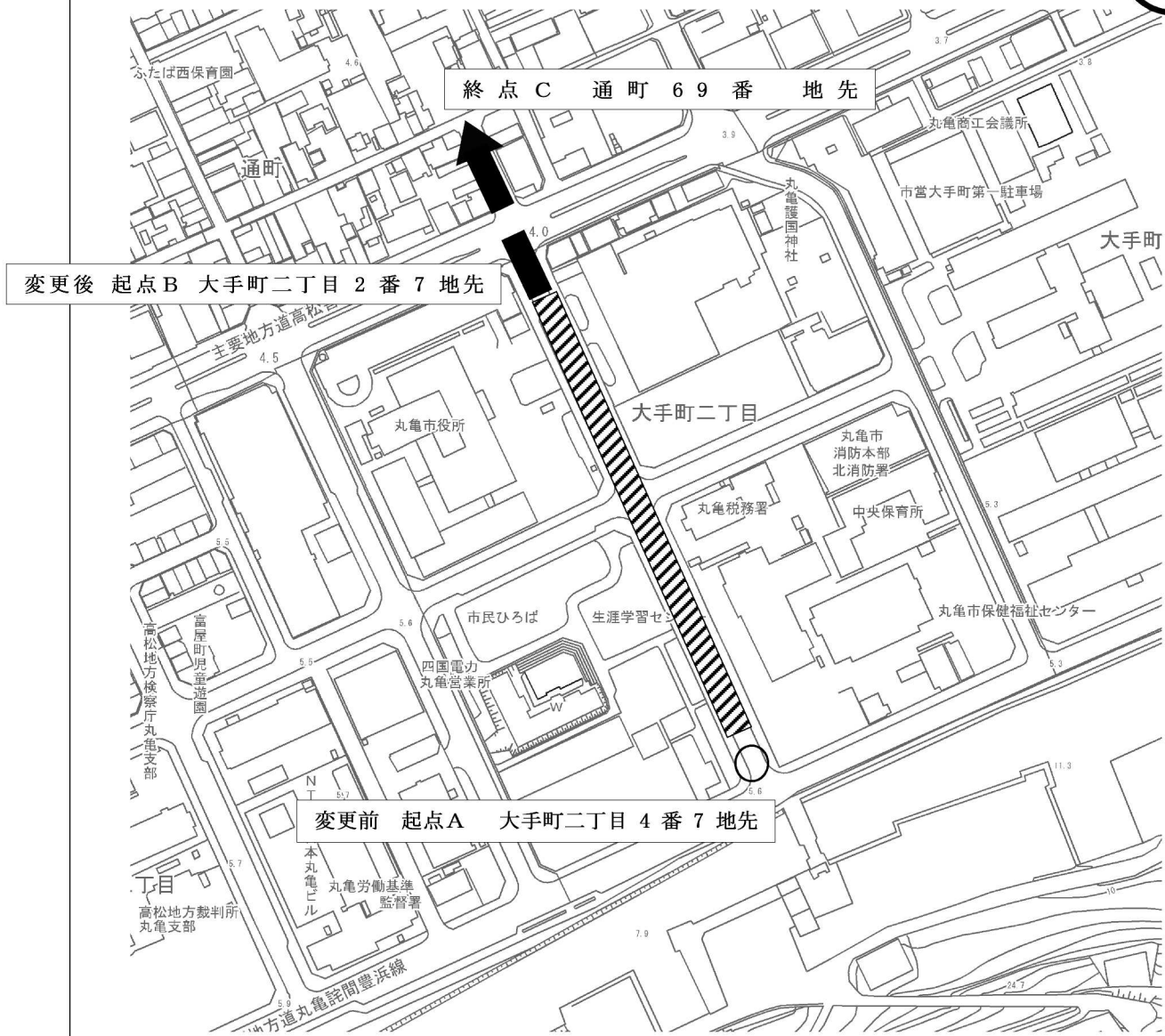
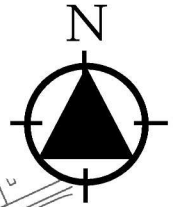
路線名	大手町通町線
延長	90m
幅員	11.0～19.0m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

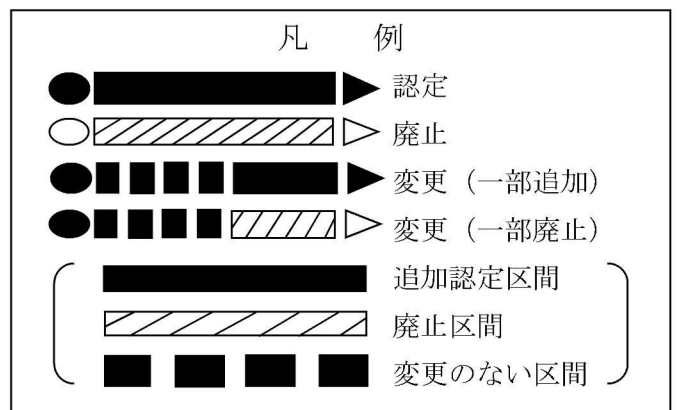
市道路線の変更図 2-②

S = 1 : 2, 500

市道 大手町通町線 (13420)



路線名	大手町通町線
延長	90m
幅員	11.0~19.0m



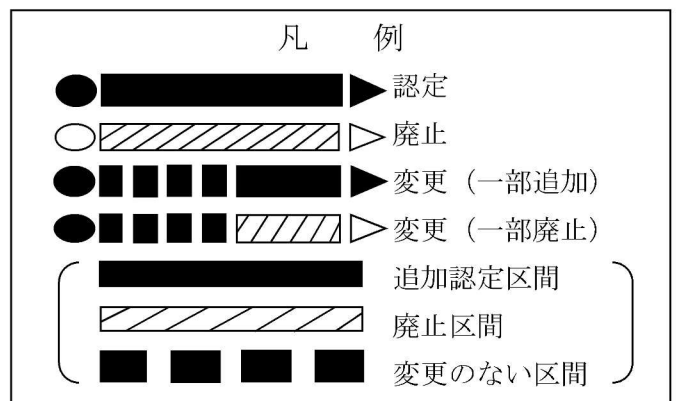
市道路線の認定図 3-①

S = 1 : 10,000

市道 大手町東西 5 号線 (13791)



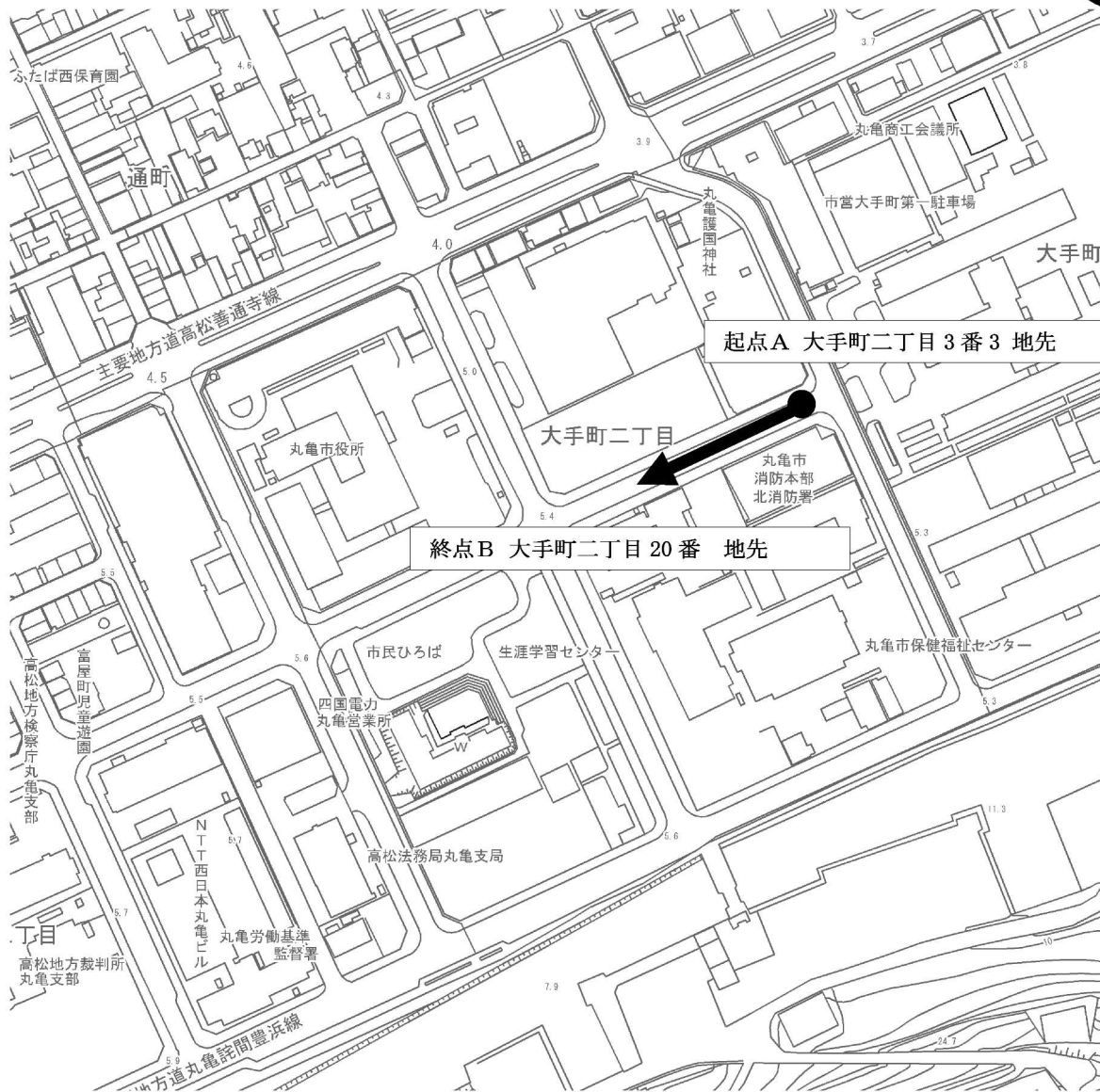
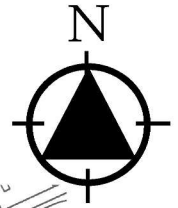
路線名	大手町東西 5 号線
延長	90m
幅員	18.0~18.2m



市道路線の認定図 3-②

S = 1 : 2, 500

市道 大手町東西 5 号線 (13791)



路線名	大手町東西 5 号線
延長	90m
幅員	18.0~18.2m

凡 例	
	認定
	廃止
	変更 (一部追加)
	変更 (一部廃止)
	追加認定区間
	廃止区間
	変更のない区間

議案第96号

中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係市町と協議の上、中讃広域行政事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和8年9月3日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

中讃広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

中讃広域行政事務組合規約(昭和46年香川県知事許可)の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

改正後	改正前
(共同処理する事務)	(共同処理する事務)
第3条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)～(11) (略)	第3条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1)～(11) (略)
(12) <u>消防組織法(昭和22年法律第226号)及び消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消防事務(消防団の事務並びに水利施設の設置、維持及び管理を除く。)</u> に関すること(琴平町及びまんのう町に係るものを除く。)	
(13) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下この号において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げる事務に関すること(琴平町及びまんのう町に係るものを除く。)	
ア <u>法第16条の2第2項の規定による命令(イの届出に係るものに限る。)</u>	
イ <u>法第38条の3の規定による届出の受理</u>	
ウ <u>法第83条第3項の規定による立入検査等(イの届出に係る</u>	

改正後		改正前	
<u>ものに限る。)</u> (経費の支弁の方法) 第11条 (略) 2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。ただし、情報システムの導入等に係る地方債の元利償還に要する経費は、予算科目割(当該情報システムの導入等に要する経費の予算科目に係る負担割合に応じた額をいう。)とする。		(経費の支弁の方法) 第11条 (略) 2 前項に規定する関係市町の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。	
別表 (第11条関係)		別表 (第11条関係)	
区分		負担割合	
(略)			
規 約 第 3 条 第 4 号 及 び 第 5 号	端末機等の 市町別に積 算できる運 営管理経費 及び情報シ ステム経費	市町別積算額割	
市町が共同 利用する情 報システム 経費	市町が共同 利用する情 報システム 経費	均等割 $\frac{22.64}{100}$ 人口割 $\frac{77.36}{100}$	
その他運営 管理、施設 建設、地方	その他運営 管理、施設 建設、地方	人口割	

改正後			改正前		
の 負 担 金	債の元利償 還に要する 経費	(略)	の 負 担 金	債の元利償 還に要する 経費	(略)
規約第3条第7号、第8号及び第9号の負担金	審査件数割に用いる審査件数は、前々年度の11月分から前年度の10月分までの市町別審査件数による。ただし、当該期間における審査件数の実績がない場合は、協議の上定める審査件数による。	$\frac{25}{100}$ 均等割 $\frac{75}{100}$ 審査件数割	審査件数割に用いる審査件数は、前々年度の11月分から前年度の10月分までの市町別審査件数による。ただし、当該期間における審査件数の実績がない場合は、協議の上定める審査件数による。	$\frac{25}{100}$ 均等割 $\frac{75}{100}$ 審査件数割	審査件数割に用いる審査件数は、前々年度の11月分から前年度の10月分までの市町別審査件数による。ただし、当該期間における審査件数の実績がない場合は、協議の上定める審査件数による。
規約第3条第12号及び	運営管理に要する経費、消防車両等の購入に係る経費、消防施設の改修に要する経費及び	基準財政需要額割に用いる基準財政需要額は、前年度の地方交付税の消費費に係る基準財政需要額による。			

改正後			改正前		
<u>第13号の負担金</u> <u>の元利償還に要する経費（離島救急に要する経費を除く。）</u> <u>離島共同救急に要する経費</u>	<u>件数割</u>	<u>件数割に用いる件数は、当該年度の市町別離島救急患者の輸送件数による。ただし、当該期間における輸送件数の実績がない場合は、協議の上定める輸送件数による。</u>			
		<u>市町別積算額割</u>			
	<u>個別経費</u>				(略)
備考 人口割に用いる人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町の人口による。			備考 人口割に用いる人口は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町の人口による。		

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和9年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の日から令和19年3月31日までの間における改正後の規約第3条第12号及び第13号の負担金のうち消防施設の修繕（消防

本部機能に係る部分を除く。)に要する経費(1件当たり500万円以上のものに限る。)については、改正後の別表の規定にかかわらず、当該消防施設が所在する市町の負担とする。

提 案 理 由

認定第 1 号

令和 7 年度丸亀市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を得たいのであります。

議案第 83 号

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度丸亀市下水道事業会計決算に伴う利益剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することにつきまして、議会の議決を求め、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度丸亀市下水道事業会計の決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、議会の認定を得たいのであります。

議案第 84 号

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計決算に伴う利益剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することにつきまして、議会の議決を求め、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度丸亀市モーターボート競走事業会計の決算につきまして、監査委員の審査を経ましたので、議会の認定を得たいのであります。

議案第 85 号

専決処分の承認につきましては、債務者が市内の保育所等に就職し、所要の勤務条件で 3 年間継続して勤務したことから、丸亀市保育士修学資金等貸付条例の例により保育士修学資金貸付金及び就職準備金貸付金に係る債権の放棄を専決処分しましたので、これを報告し、御承認を求めるものであります。

議案第 86 号から議案第 88 号まで

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 10 億 8,918 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 655 億 5,765 万 7,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、城南コミュニティセンターの高圧受電設備について、機器の点検において早期取替えの指摘を受けたことから取替工事に係る設計業務委託料等 101 万円を予算計上いたします。

また、自治体情報システムの標準化に伴う戸籍システム等の整備や基幹系端末の配布・設定に要する費用 1,233 万円のほか、滞納整理システム整備費用のうち、国民健康保険税を除く市税に係る負担分 367 万円を中讃広域行政事務組合負担金として計上いたします。

民生費関係では、国民健康保険税に係る滞納整理システム整備費の財源として、国民健康保

険特別会計への繰出金 448 万 6,000 円を措置するほか、広島デイサービスセンターの空調機器の故障に伴う取替工事費として 271 万円を追加計上いたします。

衛生費関係では、青ノ山墓地公園納骨堂北側及び東側斜面の崩落対策について、調査設計の段階で法面の脆弱性が判明したことから、工法をモルタル吹付工からブロック積擁壁工に変更するため工事費 987 万 8,000 円を計上いたします。

消防費関係では、消防広域化に向け 2 市 1 町で分担して進めることとしております準備業務について、善通寺市及び多度津町が実施する業務に対する本市負担分として負担金 1 億 3,745 万 7,000 円を計上するほか、本市が実施する業務として通信指令システム改修に係る業務委託料 1 億 6,500 万円、仮眠室増設工事に係る設計業務委託料 400 万円を計上いたします。

教育費関係では、城辰青い鳥教室の整備について、資材費の上昇等により事業費の増加が見込まれましたことから、整備内容の精査とともに工期の見直しを行い、債務負担行為の追加による事業費の増額と合わせて、令和 8 年度歳出予算で不要となる 6,027 万 7,000 円を減額いたします。

その他、令和 7 年度決算における剰余金のうち、地方財政法の規定に基づき 8 億円を財政調整基金に積み立てるとともに、令和 7 年度の寄附金のうち、昨年度積み残しとなった 892 万 2,000 円を史跡等整備基金へ積み立てます。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る負担金、市債、前年度繰越金等を計上するとともに、所要の財源更正を行うものであります。

予算第 2 条の繰越明許費の補正につきましては、市営墓地施設整備事業費について、青ノ山墓地公園での工法変更のほか、中ノ坪墓地地盤改良工事において墓石移転の調整に時間を要したことにより、年度内にその支出が終わらない見込みとなりましたことから次年度に繰り越して使用する経費の限度額を定めるものであります。

予算第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、城南コミュニティセンター整備事業費及び城辰青い鳥教室施設整備事業費について、新たに後年度負担の限度額を定めるものであります。

予算第 4 条の地方債の補正につきましては、市営墓地施設整備事業費、消防広域化施設等整備費、城辰青い鳥教室施設整備事業費に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 448 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 119 億 1,248 万 6,000 円とするものであります。

その内容といたしましては、自治体情報システムの標準化に伴う滞納整理システムの整備費用のうち、国民健康保険税に係る負担分 448 万 6,000 円を追加計上するとともに、財源として繰入金を措置するものであります。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 5,704 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 103 億 8,204 万 2,000 円とするものであります。

その内容といたしましては、国・県等に対する介護給付費負担金等の返還金として 2,136 万円を措置するほか、令和 7 年度決算剰余金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、2 億 3,568 万 2,000 円を計上いたします。

また、これらの財源として、過年度精算分の交付金や前年度繰越金を措置するものであります。

議案第 89 号

丸亀市市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うもので、特定暗号資産譲渡所得等に係る課税制度の整備、固定資産税の免税点の引上げ、個人住民税に係る各種特例措置の適用期限の延長、優良住宅地等の譲渡に係る課税特例の適用要件の見直し、公的年金等受給者及び給与所得者に係る申告制度の改正のほか、引用条文の条項ずれへの対応等、所要の改正を行うものであります。

議案第 90 号

丸亀市手数料条例及び丸亀市印鑑条例の一部改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードを一体化した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が始まり、印鑑登録証明書等の交付申請において、特定在留カード及び特定特別永住者証明書をを用いても手続が可能となるように文言を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 91 号

丸亀市市民福祉医療費助成条例の一部改正につきましては、社会保険診療報酬支払基金の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 92 号

丸亀市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険被保険者の死亡に際して支給する葬祭費について、国民健康保険の県単位化による葬祭費支給額の県内統一に伴い、本市における葬祭費の支給額を改定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 93 号

丸亀市まちなか広場条例の制定につきましては、市民等に交流の場所を提供することにより、まちなかのにぎわいを創出するため丸亀市まちなか広場を設置することに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第 94 号

製造請負契約の締結につきましては、丸亀市民ひろば再整備に伴う石張用石材の製造請負について、青木石材協同組合と製造請負仮契約を 7 月 10 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 95 号

市道路線の変更及び認定につきましては、大手町東西 2 号線・大手町通町線は、大手町地区 4 街区再編整備事業により当該路線の一部区域において一般交通の用を廃止し、丸亀市の都市機能が集積する中心的なエリアの一部として活用するため、起終点を変更するものであります。

大手町東西 5 号線は、大手町地区 4 街区再編整備事業に伴う路線再編のため、新たに路線を市道として認定するものであります。

議案第 96 号

中讃広域行政事務組合理約の一部変更につきましては、丸亀市・善通寺市・多度津町広域消防運営計画による消防広域化の実施に向け、組合が共同処理する事務に、消防に関する事務及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく事務の一部を追加するとともに、これらの事務に係る負担割合を別表に定めるものです。

また、国におけるデジタル活用推進事業債の創設に伴い、システム導入等のソフト面への起債充当が可能となりましたが、現行規約にはソフト面の元利償還に要する経費に係る負担割合が規定されていないことから、これを明確にするため、別表の関係部分を変更するものであります。

以上の組合理約の一部変更について、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。